

パソコン機器(奈良県児童扶養手当・特別児童扶養手当支給業務委託用共通端末)

の借り入れにかかる仕様書

1 調達目的

本件調達は、奈良県児童扶養手当・特別児童扶養手当支給業務について業務委託者が利用する端末を借り入れることを目的とする。

2 調達の概要

(1) 調達内容

奈良県児童扶養手当・特別児童扶養手当支給業務委託に利用する端末一式

(2) 借入期間

令和5年9月1日から令和10年8月31日

(3) 履行場所

奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局奈良っ子はぐくみ課内
(奈良県庁主棟 3階)

(4) 納入期限

令和5年8月24日

3 機器及びソフトウェアの仕様

ノート型パソコン一式 2台

詳細は別紙参照

4 機器等の搬入、設置、調整について

- (1) 納入期限までに機器等を搬入、設置すること。
- (2) 機器等の設置及び納品にあたっては、搬入及びこれに付随する作業、部品及び消耗品に要する費用についても負担すること。
- (3) 機器は、借入期間開始日までに調整を実施し、上記1の目的に沿って問題なく利用できる状態にすること。ソフトウェアについては、納入ソフトウェアの他プリンタドライバ等を奈良県奈良っ子はぐくみ課と適宜調整の上、インストール及び基本設定を行うこと。
- (4) 機器及び指定するソフトウェア等が全て問題無く動作することを確認すること。
- (5) 機器等の設置後の空き箱、梱包材等は県が指示するものを除き処分すること。

5 保守について

- (1) 機器等を良好な状態に保ち、安定的かつ効率的に運用するため、借入期間中の保守を行うこと。
- (2) 保守の対象は上記2(1)に記載の機器等全てとする。
- (3) 上記の保守は、業者に委託して行うことができる。ただし、保守作業を担当する業者が複数となる場合にあっては、保守に関する対応窓口は一元化し、奈良県奈良っ子はぐくみ課に届け出ること。

- (4) 障害時の対応は、祝日を除く月曜日から金曜日（ただし、12月29日～1月3日を除く）の 8:30～17:15 とする。
- (5) 保守完了後は、障害内容、原因、講じた対策等について記載した書面を提出すること。
- (6) 保守に係る経費は別途負担しないので、交通費、作業費等の経費も契約金額に含む。

6 借入期間終了後の措置

- (1) 借入期間（再リース期間を含む）終了後は、機器等を撤去回収するものとし、その費用も負担すること。
- (2) 機器等に保存されたデータが復元不可能となるように物理破壊またはデータ削除ソフトウェア等により完全に消去し、その作業が完了した旨の証明書を提出すること。

7 その他留意事項

- (1) 個人情報保護の取扱い
別紙「個人情報取扱特記事項」による。
- (2) 本業務の履行に当たり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に別紙「情報セキュリティに係る特記事項」について留意すること。
- (3) 本業務を受注しようとする者は、別紙「公契約条例に関する遵守事項」に記載する遵守事項を理解したうえで受注すること。

別紙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合にお

いて、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第 11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第 12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注1 「甲」は「実施機関」を、「乙」は「受託者」をいう。

2 本契約に同様の規定がある場合は、この個人情報取扱特記事項から削除するものとする。

3 委託事務の実態に即して、不要な事項を削除し(上記2に掲げる場合を除く。)、適宜 必要な事項を追加し、又は記載事項を変更しようとする場合は、法務文書課県政情報公開係と協議すること。

別紙

公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解したうえで受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払いを行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

別紙

情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること

記

(認定・認証制度の適用)

第1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること又はそれに準ずる対策を講じていることを明示すること

(情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること(どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること)

(再委託先の情報セキュリティ)

第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること(再委託先がISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること又はそれに準ずる対策を講じていること)を明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第5 インターネットメール送信時には、送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること。また、外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること
(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第7 奈良県の情報を取り扱うサーバや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバや端末等で使用するOSやソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

機器及びソフトウェア仕様

(1) ノート型パソコン 2台

	品目	仕様
パソコン本体	ノート型パソコン	ノート型パソコン
	CPU	Intel第8世代プロセッサ以上
	内蔵ディスク	HDD500Gbyte以上 又は SSD128Gbyte以上
	メモリ	4 Gbyte以上
	トランステッドフラット フォームモジュール (TPM)	モジュールバージョン2.0以上
	ディスプレイ	15.6型、WXGA表示以上、TFT液晶
	インターフェース	100Base-TXまたは1000Base-T、USB2.0以上を3ポート以上
	DVDドライブ	書き込み機能を有さないこと
	無線通信機能	Bluetooth、赤外線通信ポート、無線LAN等の無線通信機能を有さない、又は機能停止の設定を行うこと
	WEBカメラ	本体内蔵、液晶画面側にカメラがあり、VGA (640×480) 以上の解像度であること、画素数92万以上であること
	電源	商用電源100V対応、コンセントアダプターも納入すること
ソフトウェア	OS	Windows10 Professional 64bit版
	WEBブラウザ	Microsoft Edge
	MicrosoftOffice	Word 2021、Excel 2021、PowerPoint 2021
	クライアントアクセスライセンス	Microsoft Windows ServerCAL 2019
	資産管理ソフト	SKYSEA Client View Government License Light Edition シンクライアントライセンス
備品類	LANケーブル	カテゴリ5e以上水色 1.5m程度
	マウス	USB接続

(2) 補足

	補足事項
1	機器及び備品類は、すべて新品であること。
2	機器及び備品類は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」及び「奈良県庁グリーン購入調達方針」に準拠したものであること。
3	機器及び備品類は、それぞれ同一メーカーの同一型番であること。
4	資産管理ソフトのライセンスは、奈良県保有分の追加ライセンスとすること。(お客様番号は右記のとおり：10637) なお、1年目は新規ライセンスとし、2年目以降は保守ライセンスとすること。
5	各ソフトウェアのライセンスは、借入期間分を納入すること。
6	各ソフトウェアについて、ライセンス保有状況がわかる書類を提出すること。